

<報道発表資料>

E-mail: a2670-32@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー: 県政一般

令和6年2月19日

固定資産（土地）の令和6年度提示平均価額等について — 宅地の平均変動率は0.7%、田・畑及び山林は概ね据え置き —

令和6年度は、固定資産税（市町村税）の3年に一度の評価替え年度に当たり、土地や家屋の評価額が見直されます。

埼玉県では、県内市町村間の土地の評価の均衡を図るため、宅地、田、畑及び山林の基準地価格及び提示平均価額について、埼玉県固定資産評価審議会に諮問し、答申を得て決定しています。

同審議会が本日（令和6年2月19日）開催され、令和6年度の基準地価格（固定資産評価上、新たに一般山林が生じた1市）及び提示平均価額について諮問案を適当と認める答申がありましたので、お知らせします。

今後、市町村では、今回の結果を基に令和6年3月31日までに各筆の評価額を決定し、令和6年度分の固定資産税を課税することになります。

1 令和6年度基準地価格（山林）の概要

固定資産評価上、新たに一般山林が生じた1市（志木市）の基準地価格（山林）は、66,200円/千㎡となっています。

2 令和6年度提示平均価額の概要

(1) 宅地

令和6年度の県内市町村の提示平均価額の変動率は、令和3年度対比+0.7%（各市町村の単純平均）となっています。

内訳は、上昇が34団体（28市6町）、下落が29団体（12市17町村）となっています。

(2) 田、畑、山林

令和5年12月22日に開催した令和5年度第1回埼玉県固定資産評価審議会
会で調整を行った基準地価格が、全ての市町村で据え置きとなったことを受け、
提示平均価額も概ね横ばいとなっています。

3 各市町村の基準地価格、提示平均価額及び関連資料

市町村課のホームページを御覧ください。

【URL】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0107/zeisei/koteishin.html>

(参考：基準地価格及び提示平均価額について)

基準地価格とは、市町村内の土地の評価の指標となる代表的な1地点の価格を言
います。

宅地：市町村内の最高価格地の評価額（路線価等）

田、畑、山林：地勢等から見て上級の土地の評価額

提示平均価額とは、上記地目ごとに総評価見込額を総地積で除したもので、当該地
目の市町村内の平均価額を言います。また、総評価見込額とは、宅地、田、畑あるい
は山林ごとの、市町村内の全ての土地の評価額の合計を言います。

総評価見込額 / 総地積 = 提示平均価額

固定資産税における土地の評価は市町村長が行いますが、全国的にバランスのとれ
た評価となるよう、固定資産評価基準に基づき、総務大臣や都道府県知事が調整を行
っています。

総務大臣は、指定市町村*の提示平均価額を算定することで、都道府県間の価格の
均衡を図っています。

これを受けて、都道府県知事は、指定市町村以外の市町村の提示平均価額を算定し、
市町村間の価格の均衡を図っています。

* 本県の指定市町村は、さいたま市（宅地）、熊谷市（田）、深谷市（畑）及び秩
父市（山林）です。